

- 【No.1】法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。
- (1) 外国法人の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - (3) 勘定科目内訳明細書（国内源泉所得に係る所得金額の計算に係る部分に限ります。）
 - (4) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - (5) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - (6) 国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書
 - (7) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。なお、税務署所管法人用の法人事業概況説明書とは異なります。）
 - (8) 国際運輸業所得に係る国内において行う業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書（恒久的施設を有する外国法人が国際運輸業所得を有する場合）
 - (9) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.9】外国法人の資本金の額等の換算レートは、当事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。

【No.4】「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。

【No.4】外国法人用の「別表一の二」を使用していますか。

【No.5】恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。
また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。

【No.6】9欄又は19欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1円単位まで記載します。）。

【No.7】27欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.8】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の62欄及び63欄により計算していますか。

【No.8】37欄の金額は、別表六の二の47欄の金額と一致していますか。

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	十億	百万	千	円	その他の国内源泉所得	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の②)	12
	法人税額 (45) + (46)	2						法人税額 (54) + (55)	13
	法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	3						法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	14
	差引法人税額 (2) - (3)	4						差引法人税額 (13) - (14)	15
	リース特別控除取戻税額等	5						リース特別控除取戻税額等	16
	法人税額計 (4) + (5)	6						法人税額計 (15) + (16)	17
	分配時調整外国税 和当額の控除額 (別表六「五」7)	7						控除税額 (17) - (18)	18
	控除税額 (6) - (7) + (8)のうち ない金額	8						控除税額 (17) - (18)	19
	差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9						差引所得に対する法人税額 (17) - (18)	20
	欠損金の当期控除額 (別表七「四」5の①)	10						欠損金の当期控除額 (別表七「四」5の①)	21
	繰越欠損金等 (別表七「四」5の②)	11						繰越欠損金等 (別表七「四」5の②)	22
	納税額 (10)のうちその他の国内源泉所得に 係る法人税額から控除される金額 (19)と(5)のうち少ない金額	22						還付税額等の還付金額 (23) + (25)	29
	控除しきれなかった金額	23						間納付税額 (27) - (26)	30
	税額 (19) - (24) + (19) - (22)	27						金銭の繰戻しに する還付請求税額	31
	中間申告分の法人税額 (26) - (27)	28						計 (29) + (30) + (31)	32
	課税標準法人税額 (別表六「六」9の①)	34						この申告が修正申告である 場合この申告により納付 すべき法人税額又は減少 する還付請求税額 (61)	33
	所得地方法人税額 (63)	35							
	分配時調整外国税相 当額の控除額 (別表六「五」8)と(35)の うち少ない金額	36							
	外国税額の控除額 (別表六「五」47)	37							
	差引地方法人税額 (35) - (36) - (37)	38							
	中間申告分の地方法人税額	39							
	差引確定地方法人税額 (38) - (39)	40							
	この申告による還付金額 (39) - (38)	41							

別表一の二 各事業年度の所得に係る申告書 外国法人の分
令六・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名